

『曾丹集と申文』

河合由紀

曾爾好忠の和歌の傾向については、はやくに藤岡忠美氏が『平安和歌史論』の中でその申文性といものを指摘しておられる。本稿は氏の御説をもとに実際に『曾丹集』所収の『好忠百首』及び『毎月集』と、『本朝文粹』第六所収の申文との比較・分析を試みたものである。

なお、以下使用する『曾丹集』及び、申文の本文は、前者については『曾爾好忠集全訳』、後者については『本朝文粹註釋』によるものであることを明記しておく。

冬・恋、各十首、沓冠歌三十二首、干支歌二十首によつて構成されており、冒頭に長大な序が付されている。また『毎月集』は、一年を一日一首割の三百六十首の和歌で表現し、それを四季ごとに一まとまりとしたものであり、春・夏・秋・冬それぞれの冒頭に、序の代用ともいえる長歌がほどこされているのである。

本稿は、この『好忠百首』序、及び『毎月集』長歌をとりあげて申文との比較・考察を試みることにしたい。

さて、さうまでもなく申文とは、主として平安時代、任官・叙位・官位昇進等を朝廷に申請した文書のことであり、その短い文章の中に極端なまでの自己アピールがなされているのが常である。

ところで『本朝文粹』の一連の申文を見るに、そこに展開される自己アピールには、表現上、一定の型式があることが明らかとなる。即ち、冒頭において(1)良年の精勤にもかかわらず官位界進のないことを述べ、次に(2)官位界進の結果、貧を尽くす成功者と自らの不遇の日々とを比較して嘆くくだりにはいり、さらに(3)自己の貧困な生活・家族への面白なき等を述べ切に界進を望むという形で締めくるのが申文における表現の手順であつたようである。そこで、申文と『曾丹集』とを比較するにあたって、この三点が『好忠百首』序、『毎月集』長歌にも認められるかどうかということをとりあげて考察してみたい。

次の表は、前述の三つの特徴その他について申文と『好忠百首』序、『毎月集』長歌とを照らしあわせてまとめたものである。

| | |
|--|--|
| (1) 長期にわたる沈淪の生活 | |
| 1、朝綱虎門・雪・風 闕戴・星・方寸之勤。 | 1、あらため年のみそ ちに余るまで春は散り ほふ花を惜しみかね、 秋は落つる木の葉に心 をたぐへ、夏は上紐さ ゝで風に向ひ、冬はさ |
| 歳月多積。然而天性 素頃、重幹亦疎。 (説・殊家・鶴慈・拜 任・温體・状) | 2、任・温體・状 |
| | |

申 文

| | |
|---|----------|
| 2、獨守・一職。委歷七年。 (説・被・特蒙天恩。兼・任民部大輔・關狀・橋直幹) | 大江朝綱 |
| 3、既非器用。自潤明時之緣。年齡漸頤。満谷每步山川千里。 (同 橋直幹) | 江櫻介甲狀音三品 |
| 4、勞績五十四年之日。己爲飼髮之袞翁。少 々能。非碑非妙。 (説・殊家・天恩・被・ 通・山城・守・兼・任・近江・櫻介甲狀音三品) | 江櫻介甲狀音三品 |
| 5、方今微功之下。日月 彌深。薄効之中。恩慈 | |

『好忠百首』序

| | |
|---|--|
| 1、あらかねの年の日数 をかぞへつゝ音の根の ながしと思ふ春の日す がら心をば過す月日に たとへつゝ。(春部) | びしき宿にむもれるて、 荒れたる宿のひまをわ け、過ぎゆく月の影を かずへつゝ明けては暮 るゝ久方の、月日をの みも過ぐすかな。 |
| 2、ながき日の明くれば | あはれ、たづきあり せば、百敷の大官仕へ つとむとて、すべらぎ の御垣に面なれて、あ したゆふべに懲めまし (と) 心のうちに嘆く まに |

申文

未至。

(同、
菅三品)

6、方今筋力久盡於五代之朝。年齡差及於八旬之暮。

(請、殊蒙天哉、
依勤績及儒勞)

7、徒抱勁草之節。多送疾風之秋。

(請、殊蒙鴻恩、
被り拜勸解由次官井圖書頭等闕狀)

(菅原文時)

8、兼盛同遇一聖之化。
一。何抱多年之愁。

9、今篤茂之丹心、而十
年沈淪也。

申

菅三品)

10、頑初兼三事。徒過九年。

11、順初兼三事。徒過九年。

(請、殊蒙天恩、
依和泉國所レ済、
并別功。散位勞次第。
一。被り拜任伊賀伊勢等國守闕狀)

申文

今日をすごしかね暮る
ればあすを嘆くまに

(夏部)

3、年月をば思ひのほかに過しやりかひなき身をば心のうちに嘆きつゝよをなが月の末までに耳に聞き目に見る事を記し置かば(秋部)

(請被、殊蒙天恩。
恩。拜大内記紀伊輔。木工頭源方光申他官一所并淡路國守闕狀(藤原篤茂)

10、頑初兼三事。徒過九年。

(請、殊蒙天恩、
依和泉國所レ済。

11、順初兼三事。徒過九年。

12、順初兼三事。徒過九年。

13、順初兼三事。徒過九年。

14、順初兼三事。徒過九年。

15、順初兼三事。徒過九年。

16、順初兼三事。徒過九年。

(2) 他人と自己との比較

1、あはれたづきありせば、百敷の大官仕へつ

とむとて、すべらぎの御垣に面なれて、あしたゆふべに慰めまし

申 文

輔闕狀 橋直幹

2、雖藏人所出納。太政官史生等皆是裸袍之時。經上官詣司之

溫飽。朱紱之後潤。

連城數國之脂膏。堂上

如華。門前成市。

方今計學海之峻難。

如涉三百萬里之波濤。

踰吏途之榮耀。不

及五六童之陪從。

(同 橋直幹)

3、自常參頭。登四品

之榮爵者不改年階。

一。預二國之京師焉。

舊臣朝臣兼三任。奧州

一。橋朝臣惟風任伊州

一等足也。道風從加爵級。數移里灰。

每見除書。頻漏漢

『好忠百首』序

(と) 心のうちに嘆く

まに、あしたには窓に

囁つる鳥の声におどろ

き、夕には籠に開くる

花の色をながめつゝ、

蓮のかどにとらられて、

出で仕ふることもなき、

わが身ひとつには受け

れども、ひを虫の日を

暮し、草葉の玉の風を

待つほどなれば、水の

泡よりも殊に、春の夢

にもけならず。昨日見

し宝の宿も、今日は浅

茅が原と露しげくて、

あしたに迎ひし玉のと

ぼそも、ゆふべには八

重幕にうづもれて、空

ゆく雲のはてもなく見

しも聞きしもなくなり

申 文

迎。
(謂殊蒙天恩被內遷三山城守兼任近江樞介狀督

三品)

4、同時拜官之人。後

年預恩之輩。或踏

青雲之色。或振玉佩

之聲。兼盛獨漏明時

之恩。徒老白屋之睡

一。(謂殊蒙鴻恩被

拜勅解由次官并

圖書頭等狀

(皆三品)

5、方今或弱冠承恩

或壯年蒙貧父子

同並專城之任。兄弟

俱居分憂之職。拜一

國二者其榮有餘。

『好忠百首』序

ゆけば流れて尽きぬも
水塗の跡にしるして數
ならぬ心をひとつにな
ぐさめんと百千の数を

よみつけ

2、雲になくたゞも遂に

むなし、みぞにはふ

虫も、心のゆくへはへ

だてなしと思ひなせば、

難波なるあしきもよき

もおなじ事、よくも好

かぬもことならず。名

を好忠とつけてけれど、

いづこぞわが身、人と

ひとしきとぞや

申文

金帛滿藏。酒肉推案。况轉任數國乎。老者司者。其怒無盡。荆棘生庭煙火絕爐。

(請被特蒙天司遷任遠江駿河等國守關狀平兼盛)

6、既而富財者成恩。以有勞格勤諸司。遷任遠江駿河等國守關狀平兼盛。

7、昔愧市共螢雪齊。聲價者或昇青雲。

1、とりの鳴く音を聞けば我もあはれとよそに聞き花の笑めるを見ればなれもをかしそ見るらめど人はかしこき顔をつくりわれははなき事を残しておきて

(春部)

(春部)

申文

之路。或駕朱輪之車曳馬而朝天。則雙鳬晚飛葉縣之目露冕而位境。則五馬春入荊州之雲。又有出、自一司之長。以爲百城之宰者。妻子飽煖。僮僕歡娛彼何人哉。獨愧運命。

(請被殊蒙天恩。并大内記紀伊輔。木工頭源方光申他官所。并淡路國守關狀藤原篤茂)

『毎月集』長歌

(3)具体的な窮状報告

(A)廃屋の表現

1、瓢箪屢空。草滋。顏淵之巷。藜藿深鎖。雨濕原憲之樞者也。

(A)廃屋の表現

1、冬はさびしき宿にむもれて

申文

- （請被）特蒙天恩。兼任民部大輔關狀（橋直幹）
2、爰暗室燐滅。漏屋風寒。
- （請被）殊蒙三鴻恩。被拜勘解由次官并圖書頭等關狀（菅三品）
3、身遂年而老。家隨日而貧。
- （請被）特蒙天恩。以有勞格勤。諸司遷任遠江駿河等國守關狀
4、荆棘生庭。煙火絕レ爐（平兼盛）
5、性是頑魯。雖甘（同、平兼盛）

『好忠百首』序

2、荒たるに宿のひまを
わけ、過ぎゆく月の影
をかすへつゝ、明けて
は暮る、久方の月日を
のみも過ぐすかな

3、あしたには窓に鳴づ
る鳥の声におどろき夕
には離に開くる花の色
をながめつゝ、蓬のか
どにとちられて出で仕
ふることもなき、わが
身ひとつには覺けれど
も、ひを虫の日を暮ら
し、草葉の玉の風を待
つほどなれば、水の泡
よりも殊に春の夢にも
けならず

申文

- （請被）殊蒙三天恩。守關狀（藤原篤茂）
6、至千年老家貧。
愁深歎切。愚不知。宿世之罪報。泣猶仰
明時之哀憐而已。
- （請被）殊蒙三天恩。依和泉國所レ濟。
并別功。散位勞次第。
一。被拜任伊賀伊勢等國守關狀
源順
- (B) 家族への面目なさ

申 文

- 1、家貧親老不擇官而任者也。
(詣殊鴻慈)
- 2、職且級僚食於風樹。且爭貞心於露松。
(詣殊蒙鴻慈拜任)
- 3、妻子漸倦成縫之苦。僅僕長厭奔走之役。
(詣被特蒙天恩有勞格勤諸司)
- 4、國守闕狀平兼盛。遷任遠江駿河等。
(詣特蒙天恩之漸散)
- 5、家徒四壁恥文籍。悲祿養之病遲。
(詣特蒙鴻慈因國守闕狀平兼盛)
- 6、老母堂前且泣。雖拂紫第之雪。亡父墓側。何顏。
(詣准先例准任)
- 7、辨官左右衛門。因准先例兼任。

【毎月集】長歌

(B) 家族への面白なさ

1、しるせる事はをこな
れど親のつけてし名に
しおはく

(春部)

2、雪よりけなるおもと
じの乳房のむくいする
ほどにくる夏ごとにあ

ひくれどときにしあは
ぬ子にしあれば草葉を
めづることもなきうき

身ひとつつのねなきを
名を好忠と名づけつゝ

はぐゝむ事の悲しさに

めづることもなきうき

身ひとつつのねなきを
名を好忠と名づけつゝ

はぐゝむ事の悲しさに

(夏部)

植佐 大學頭等 申
佗官 轉状 大江匡衡

4、家荒而風雨難避。
(詣殊蒙天恩)
老母愁遣之命。官
冷而水蔽未翻。

依檢非違使勞。兼
任越前尾張等國

守闕狀大江匡衡

5、匡衡家途窘急。老母
衰危也。

(詣特蒙天恩因
備中介闕狀)

6、老母堂前且泣。且泣
雖拂紫第之雪。亡父墓側。
何顏。更拜

(詣准先例准任)

大江匡衡

7、辨官左右衛門。因准先例兼任。
(詣特蒙鴻慈因國守闕狀平兼盛)

8、老母堂前且泣。且泣
雖拂紫第之雪。亡父墓側。
何顏。更拜

向楊之風。

| | | 申文 | |
|---|--|---|--|
| | | (4) 文末の表現 | |
| 1、朝綱誠惶誠恐謹言。 <small>(請殊蒙天恩一拜)</small> 任 <small>溫職狀。</small> <small>(大江朝綱)</small> | | (C) 出家への思い 1、欲トニ頭陀於山林 <small>一。則人臣未見ニ任</small> <small>意之體。擬思ニ遊蕩,</small> <small>於江湖。則王法重存。</small> <small>出闈之禁。</small> <small>(請殊蒙天恩被</small> <small>拜。勘解由次官</small> <small>并圖書頭等狀)</small> <small>菅三品)</small> | |
| | | <small>「毎月集」長歌</small> | |
| 1、名を好忠とつけてけ <small>れどいこそわが身、</small> <small>人とひとしきとぞや</small> <small>(好忠百首)序</small> | | (C) 出家への思い 1、世を捨てがたみふる <small>ほどにものゝみいはま</small> <small>ほしければ (夏部)</small> | |

| | | 申文 | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | 2、直幹誠惶誠懼謹言。 <small>(請被特蒙天恩兼任民部大輔)</small> <small>閑狀 橋直幹)</small> | |
| | | 3、道風誠惶誠懼謹言。 <small>(請殊蒙天恩被近江権介甲狀菅三品)</small> <small>遷山城守兼任。</small> | |
| | | <small>「毎月集」春部長歌</small> 3、記せる言葉鳥游なれ <small>ど、知るも知らぬも皆</small> <small>人の、名を好忠と申す</small> <small>を頼みて奉るべしと侍</small> <small>るなるべし。</small> <small>(貞元二年八月十六日三條左大臣頼忠前裁歌合後日の歌の序)</small> | |
| 表に従つて、申文と『好忠百首』序、『毎月集』長歌との共通点・相違点を考えてゆきたい。 <small>まず第一点め、長年の卑官沈淪の年数を明記しているもの、老いてゆく身の上を訴えたもの等、多少、表現に差はあるが、どれも皆、冒頭においては必ず、長期にわたる卑官の身の上を</small> | | 2、しるせる事はをこな <small>れど親のつけてし名に</small> <small>しおはぐなを好忠と人</small> <small>も見るがに</small> <small>(「毎月集」春部長歌)</small> <small>3、記せる言葉鳥游なれ</small> <small>ど、知るも知らぬも皆</small> <small>人の、名を好忠と申す</small> <small>を頼みて奉るべしと侍</small> <small>るなるべし。</small> <small>(貞元二年八月十六日三條左大臣頼忠前裁歌合後日の歌の序)</small> | |

訴えている。

では、好忠の場合はどうであろう。まず、『好忠百首』序を見ると、冒頭に

あらため年のみそらに余るまで（中略）過ぎゆく月の影をかずへつゝ、明けては暮るゝ久方の月日をのみも過ぐすかな

と、三十余年に至るまで無為の日々を送ってきたことが表わされている。

また『毎月集』長歌の場合はどうであるかというと、春部・夏部・秋部・冬部それぞれの冒頭を飾る長歌のうち、冬部のみを除いたすべての長歌において、卑官のままに過ぎてゆく年月のことが詠まれているのである。これらをみると、申文における第一項目、長い卑官の年月の表現については、『好忠百首』序、『毎月集』長歌にも認められるとして良いかと思われる。

次に第二点め、他人との比較の表現について考えてゆく。表の上段、申文の例を見たい。自分とは、さほど実力に差のないと思われる人々、あるいは、自分よりも年若い人々が、運良く官位昇進し、華やかな生活を送っている。それにひき比べ、自分は不當にも低い地位に甘んじている。と、申文の中でも最も強調される部分である。

では、『好忠百首』序では、どのように表現されているであろうか。まず最も端的に述べられているのが、表下段の二例め、最後の

いつこそわが身、人とひとしきとぞや
であろう。この一文は説明を加える必要もないかと思われる。さらに、さかのぼって『好忠百首』序の例を見てみたい。

雲になくなたづも遂にむなしく
みぞにはふ虫も心のゆくへ
はへだてなしと思ひなせば

ここでは、「雲になくなたづ」に成功した他人を、「みぞにはふ虫」に自らをなぞらえ、「心のゆくへはへだてなし」と、他人も自分も人間として差はないといふことが詠まれているのであり、この部分についても申文的として良いであろう。加えて「雲」と「みぞ」の対比は、上段、申文一例め、橋直幹の「雲路」と「泥沙」の対比に非常に似ている点が興味深い。

残る、下段の一例めについて考えてみよう。無常観に満ちた表現が続き、一日他人との比較についてはなされていないかに思える。しかし、「昨日見し宝の宿も今日は浅茅が原と露しげくて、あしたに通ひし玉のとぼそも、ゆふべには八重葎にうづもれて」との対句的な表現に注意したい。この部分における「宝の宿」・「玉のとぼそ」と「浅茅が原」・「八重葎」との対比

はそのまま豊かな他人と貧しい自分との対比と、とれないであろうか。そして他人も自分も大きな時の流れの中においては無力であるということ、裏返せば現在豊かな他人も、不遇な自分も根本的には同じであるということを言わんとしているのではないかと思われる。

以上、三点より、「好忠百首」序においても、申文と同じく他人との比較ということが認められるかと思われる。

『毎月集』長歌に移ろう。春部・冬部までの長歌に目を通したところ、他人との比較が見られるのは春部の長歌のみであった。前述の、長期にわたる沈論の表現が、春部・夏部・秋部と三度にわたり繰り返されたのに比べ、この他人との比較の表現が占める割合は、やや少ないかと思われる。しかし、四つの長歌のうちでも、春部の長歌は、最も長大であり、かつ、この長歌は春部だけでなく『毎月集』全体を統べる長歌、言い換えれば『毎月集』の序としての意味を持つものである。他人との比較が、他の夏部・冬部の長歌ではなく、この春部において、なされているということは、やはりある程度何らかの形で意図するところがあつたと考えても良いかと思われる。

では、実際に『毎月集』長歌における他人との比較の表現を見てみたい。表の下段を参照いただきたい。まず、

人はかしこき顔をつくりわれははかなき事を残しておきての一文で、昇進してゆく他人と、不遇の自己との比較が明らかである。また、

とりの鳴く音を聞けば我もあはれとよそに聞き花の笑めるを見ればなれもをかしと見るらめど

の対句的表現における「我」と「なれ」。「我」の側にあるものは「鳴く（泣くを連想させる）」であり「あはれ」であるのに對し、「なれ」の側にあるものは「笑める」「をかし」である。ここにも比較がみられるとしてよいであろう。

以上、申文の第二点め、他人との比較について、「好忠百首」序、『毎月集』長歌においても認められると考えたい。

次に、申文の特徴の第三点めとして、不遇による貧困な生活のさまを具体的に訴える点について考えてみたい。

表にもまとめたように、申文における窮状報告は主として(一)荒れはてた家に暮らしていること、(二)家族に対する面目なき、この二点に集約できるかと思われる。先に述べた二項目同様、この第三点め、窮状報告の方法についても「好忠百首」序、『毎月集』長歌の中に認められるかどうか調べてみた。

まず、荒れた宿についての表現であるが、「好忠百首」序の中に三回用いられている。表にもまとめたが、1、「さびしき

宿にむもれにて」2、「荒れたる宿」という表現が見られ、また三例めの「蓬のかどにとぢられて」という表現は、表上段の

1橋直幹・4平兼盛・5藤原駿茂の申文の表現に非常によく似ているかと思われる。しかし、この庵屋の表現については、『好忠百首』序に三例も見られるにもかかわらず、『毎月集』

の四つの長歌の中には一例も認められないという点、やや疑問を残す。

続いて、家族に対する思いを述べるという点については、どうであろうか。表でもわかるように、今度は『好忠百首』序ではなく、『毎月集』長歌にのみ認められるのである。『毎月集』夏部の序に、母親に対する面目なさが詠まれている。ただ、この表現は『好忠百首』序、『毎月集』長歌あわせて一例のみであるため、申文的であるとまでは断てできない。しかし無視することはできないであろう。

あと、表には、出家への思いについて項目を挙げている。これは申文、『曾舟集』共に一例ずつであるので、申文的表現としてとりあげるには少し無理があるかと思われる。しかし、平兼盛の申文における

欲^{トシ}頭陀^{トド}於^ハ山林^{スル}則^ハ人臣末^レ見^ム任^ム意^シ之體^ト。

の表現と『毎月集』夏部長歌の

世を捨てがたみふるほどに

の表現は、卑官に沈んだまま空しく生きてゆくよりは出家を、と考えながらも、なお現状から脱皮できない心の迷いが述べられ非常に似通っていると思われたため一例として表の中に掲げたものである。

以上、第三項目、卑官の身の窮状報告の表現について申文と『好忠百首』序、『毎月集』長歌とを見較べてきた。第一、第二項目のよう、申文、『好忠百首』序、『毎月集』長歌の三つとのすべてに共通するというわけではなく、やや説得力に欠けるが、やはりこの第三項目においても、ある程度兩者の類似が考えられるのではないかと思われる。

最後にもう一点、申文と『曾舟集』との類似点をあげておきたい。即ち、表の最後に掲げた、文末表現の共通性である。表の上段に、申文の文末表現を三例挙げているが、他の申文においても、すべて同じ表現が用いられている。このように申文では、叙位・任官等について陳述した後に、最後に、奏上した者の名前を明らかにして締めくくるのが一つの型式であったようである。

この、文末に自分の名前を記すという手法がまた、好忠の序及び長歌にも用いられているのである。ただ、表の下段三例め

に、藤原頼忠前裁歌合の後日に好忠の詠んだ和歌の序も、「名を好忠と申す」云々の形で締めくくられていること。また、この表では省いたが、「毎月集」夏部長歌において、文末以外の部分においても「好忠」と自分の名が読みこまれて「いることなどを考へるに、単なる好忠の表現上の癖とどることもでき、これをそのような申文との共通点と解釈するには無理があろう。とりあえず参考までに挙げるといつた程度にとどめておきたい。

以上、申文と「好忠百首」序・「毎月集」長歌とを比較してきた。完全とは言えないまでも、構成上、表現上、兩者の間に何は、かなりの共通点が認められるのではないだろうか。これらのことより「好忠百首」序・「毎月集」長歌、ひいては「留丹集」における申文的一面というものが充分うかがえようかと思われる。

(注1) 「平安和歌史第一三代歌時代の基礎」 藤原忠英 桜楓社

(注2) 「留丹好忠集全訳」 神作光一・島田良二 笠間書院

(注3) 「本朝文粹註記」 布村重松 高山房

(注4) 「歌合集」(秋谷社・谷山茂校注) 日本書道大系74 岩波書店) より引用